

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 栃木県 (都道府県: 栃木県)
本事業の担当部局名 保健福祉部こども政策課

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	1.1.1 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築				
個別事業名	とちぎ結婚支援センター運営事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成28 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	27,340,641 円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> ○栃木県においては、県の少子化対策をまち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定される計画として、「とちぎ創生15(いちご)戦略」を策定し(令和2~6年度)、「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」ことを基本目標の一つとし、「結婚支援の充実(戦略9)」を掲げ、「結婚を前向きにとらえる意識の醸成」「若い世代への出会いの機会の提供」の取組を推進することとしている。 ○栃木県は、婚姻率が令和元年が4.5、令和3年で3.8(全国4.1)と経年的に低下しており、また、2020年国勢調査によると、30~44歳の独身男性の女性超過率は34.2%であり、独身男性の多い県でもあるため、緊急に対策を講じる必要がある。 <本個別事業の位置付け> ○栃木県では、重点課題として「結婚支援の充実(戦略9)」を展開するとしており、その達成に向け、総合的な結婚支援の取り組みを展開しているところであり、その一環として、栃木県の結婚支援事業の基盤となる結婚支援センターを運営するとともに、センター機能の強化により、会員数の増加、マッチング率の向上を目指すものである。				
	(本個別事業における現状と課題) とちぎ結婚支援センターは、平成29年1月に運営を開始し、現在、宇都宮市内に本部を構え、足利市、小山市、那須塩原市(運営は各市)をサテライトセンターを設置している。 令和2年からオンライン化を進め、令和3年には登録からお引き合わせまでオンラインで行えるようし、また、令和4年は、お引き合わせ後、3人とまでチャットでプレ交際ができるシステムを導入する等、数十分のお引き合わせから交際に進むのに不安な女性のニーズや、オンライン化を進めるなど若者のニーズに合わせた運用を行っている。 一方、登録者数は2千人程度と伸び悩んでおり、また、女性の割合が35%程度と少ないため、引き続き登録者を増やす必要がある。				
	(課題への対応) ・チラシやポスター、HPなどによる周知広報 ・結婚支援婚シェルジュを活用した企業訪問 ・出張相談会の実施 ・とちぎ出会いサポート事業(結婚サポーター:ポランティア)による結婚支援センターの周知 ・サテライトセンターと連携した写真撮影会等のイベントの周知 ・新規に任命する結婚支援コンシェルジュを活用した周知のほか、ふたりの未来応援アンバサダーや結婚意識を喚起するための情報発信事業等、オンラインや非デジタルを多方面から活用した結婚支援センター登録の勧誘				
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	結婚支援センターの運営	会員がセンターで活動しやすく、更には結婚の希望をかなえられるようにするため、結婚支援センターの運営として、以下の取り組みを行う。 ・年末年始とお盆休み以外開所、及び仕事帰りに対応するため、平日は11時~20時開所、土日は9時~18時開所 ・マッチングシステムによるお引き合わせ ・センター職員スキルアップ研修会、クレーム対応研修会(サテライトセンター含む)及び結婚サポーター(ボランティア)のスキルアップ研修会(各年1回) ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための周知広報(チラシ、HP) ・個別相談会の実施(年2回) ・会員アンケートの実施(年1回)	○	○
	2				
【次年度以降に向けた事業の方向性】 ・センター利用者の声を踏まえて業務の効率化を進めるとともに、センター運営の趣旨に賛同いただける企業・団体等を増やし、将来的にセンター運営を自走させることにより、結婚の希望をかなえる取り組みを継続的に実施できる体制づくりを進める。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻率		上昇を目指す (R6)	3.8
	とちぎ結婚支援センターの会員数(累計)	人	6,850 (R5.12)	5,763 (R4.12)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.31 (R3)	
	婚姻件数	件	7,127 (R3)	
	婚姻率		3.8 (R3)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	〈アウトプット〉			
	とちぎ結婚支援センター会員登録数(累計)	人	6,850 (R5.12)	5,763 (R4.12)
	お引き合わせ成り立ち者数(累計)	人	9143 (R5.12)	7750 (R4.12)
	成婚者数(累計)	組	200 (R4年度末)	159 (R3年度末)
	〈アウトカム〉			
会員登録数に対するお引き合わせ成り立ち者数の割合	%	140	135	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトセンター(小山、足利、那須塩原市)と連携(周知広報、アクセス向上)。サテライトセンターや、県内全市町で実施するイベントに関しては、HPIに掲載するほか、会員にメールによる周知を行う。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内結婚サポーター加入を依頼する。また、結婚支援センター周知を依頼する。 ・企業への協賛金の依頼をする。 			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成り立ち者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **栃木県** (都道府県: **栃木県**)
 本事業の担当部局名 **生活文化スポーツ部県民協働推進課**

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	1.1.4 企業等と連携した結婚支援				
個別事業名	結婚応援企業掘り起こし&マッチング事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,072,730				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> ○栃木県においては、県の少子化対策をまち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定される計画として、「とちぎ創生15(いちご)戦略」を策定し(令和2~6年度)、「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」ことを基本目標の一つとし、「結婚支援の充実(戦略9)」を掲げ、「結婚を前向きにとらえる意識の醸成」「若い世代への出会いの機会の提供」の取組を推進することとしている。 ○栃木県は、婚姻率が令和元年が4.5、令和4年で3.8(全国4.1)と経年的に低下しており、また、2020年国勢調査によると、30~44歳の独身男性の女性超過率は34.2%であり、独身男性の多い県でもあるため、緊急に対策を講じる必要がある。 ○また、栃木県の令和4年の合計特殊出生率が1.24と過去最低を記録するなど少子化が深刻さを増していることから、結婚から子育てまでの緊急対策として、3つの目指すべき姿、「若者の結婚の希望をかなえるとちぎ」「理想のとも働き・とも育てを実現するとちぎ」「こども・子育て世帯にやさしいとちぎ」を掲げた「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」を取りまとめ、合計特殊出生率の改善、ひいては人口減少問題の克服に向けた取組を強化することとした。 ○女性が結婚相手に家事力や家事分担への姿勢を強く求めているほか、第2子以降の出生割合は夫の家事・育児時間が長い方が高い傾向にあること等から、未婚のうちから男女が共に家事に取り組む意識の醸成を促す必要がある。				
	<本個別事業の位置付け> ○栃木県では、とちぎ結婚支援センターがマッチングシステムの取り組みを中心に、登録からお引き合わせまでオンラインで行えるようにするなど、利用者、特に女性のニーズに合ったデジタル化を進めてきたところである。加えて、非デジタルのアプローチも積極的に行うため、新たに任命する結婚支援コンシェルジュを活用し、企業同士や異業種間の独身者の交流会を活性化していく。 なお、ハラスメントとならないよう配慮しながら、出会いの場を前面に押し出すのではなく、コミュニケーションの手法を中心としたスキルアップセミナーや、それと一緒に結婚相手に求める家事力・家事姿勢を身につける家事講座も実施するなど、心理的なハードルを下げる工夫をしながら取り組んでいく。				
	(本個別事業における現状と課題)				
	(課題への対応) ・結婚支援コンシェルジュを活用し、企業間(異業種間)交流会の開催 ・企業訪問により、独身者交流会の開催提案、企業内結婚支援サポーターの依頼、独身者への結婚支援センターの案内 ・イベントの開催。イベント開催時に合わせて「コミュニケーションセミナー」等も実施。				
個別事業	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	結婚支援コンシェルジュを活用した企業等と連携した結婚支援	・企業内結婚サポーター(ボランティア)新規開拓 ⇒ 新規開拓はコンシェルジュ採用後通年行う。 ⇒ 企業リストは、まずは県庁や市町役所内でリストアップし、開拓する。また、企業だけでなく業種ごとにも団体(例)看護協会、農業団体等)にも声掛けを行う。 ・イベント時にスキルアップセミナー(とも家事講座の併用開催含む)開催 ⇒ 交流会開催前にコミュニケーションセミナーやスキルアップセミナー等を開催。 ・企業間・異業種間交流イベントの実施 ⇒ 県主催は年間8回を予定。6~2月頃に各1~2回。 ⇒ 20人程度を6回、30人程度を2回予定。但し、人数については、参加状況により増減可能性あり。 ・結婚支援センターの案内・登録促進 ⇒ 企業等への開拓時にセンターの案内も行い、職員に周知依頼予定。 ⇒ 交流イベント時にセンター職員がセンターの案内や相談受付を実施し、イベント参加者に対してセンターへの登録を促進する。 ・県内市町イベント時に結婚支援コンシェルジュ派遣 ※飲食費や体験料等の参加者に還元する費用は当計画には含まない。(実費徴収)		○

の内容	2				
	※(注)3	【次年度以降に向けた事業の方向性】			
		【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】			
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻率			上昇を目指す (R6)	3.8
	とちぎ結婚支援センターの会員数(累計)		人	6,850 (R5.12)	5,763 (R4.12)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.24 (R4)	
	婚姻件数		件	7,154 (R4)	
	婚姻率			3.8 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	〈アウトプット〉				
	スキルアップセミナー参加者数		人	210	
	異業種交流セミナー参加企業数		社	24	
	〈アウトカム〉				
	スキルアップセミナー受講後、婚活に対し自信がたった参加者の割合		%	70	
	異業種交流セミナー参加従業員の満足度		%	70	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・真岡市や鹿沼市など、民間のボランティアを活用して結婚支援をしている市町があるため、県独自で企業への勧誘を行うほか、市町と連携し、市町から結婚支援に協力的な企業にセミナー参加を依頼する予定。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・企業内結婚サポーター加入を依頼する。また、結婚支援センター周知を依頼する。 ・企業同士のイベントの企業内独身者への周知、勧誘を依頼する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 栃木県 (都道府県: 栃木県)
本事業の担当部局名 保健福祉部こども政策課

事業メニュー		地域結婚支援重点推進事業			
区分		一般メニュー			
関連事業メニュー		1.1.5 結婚応援パスポート			
個別事業名		とちぎ結婚応援カード事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間		交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成28 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1		2,010,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2		<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> ○栃木県においては、県の少子化対策をまち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定される計画として、「とちぎ創生15(いちご)戦略」を策定し(令和2~6年度)、「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」ことを基本目標の一つとし、「結婚支援の充実(戦略9)」を掲げ、「結婚を前向きにとらえる意識の醸成」「若い世代への出会いの機会の提供」の取組を推進することとしている。</p> <p>○栃木県は、婚姻率が令和元年が4.5、令和3年で3.8(全国4.1)と経年的に低下しており、また、2020年国勢調査によると、30~44歳の独身男性の女性超過率は34.2%であり、独身男性の多い県でもあるため、緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p><本個別事業の位置付け> ○新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「とちぎ結婚応援カード(愛称「とちマリ」)」をとちぎ未来クラブが発行し、企業と協力して新婚世帯等を応援する(経済的負担軽減に繋げる)とともに、社会全体で「結婚」を応援する機運の醸成を図っている。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>社会全体で「結婚」を応援する機運の醸成を図るとともに、経済的負担軽減に繋げる役割も併せて持っているが、コロナ禍の中で協賛企業が減少している。</p> <p>(課題への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ノボリ、HPなどによる周知広報 ・市町と連携した企業の新規開拓 ・市町での婚姻届提出時に配布、周知 			
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	結婚応援パスポート	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ結婚応援カード(愛称「とちマリ」) 協賛店新規開拓 ・とちぎ結婚支援婚シェルジュ活動時に合わせてとちマリ協賛店舗開拓 ・婚姻届受付時に全員配布 <p>とちマリ利用活性化のため、令和2年11月には、茨城県、群馬県と北関東3県連携での相互サービスを開始し、令和4年9月には、栃木県のパートナーシップ宣誓制度に合わせ、とちマリでもサービスを開始するなど、幅広い活用を行ってきた。</p> <p>令和5年度は、企業への新規開拓をとちぎ結婚支援コンシェルジュが企業へのイベント依頼を行う際にも合わせて行うほか、従来は婚姻届受付時にチラシを配布するのみであったが、申請書の記載、カードの配布まで進めるなど、さらに踏み込んだ開拓と利用促進を図っている。</p>	○	○
	2				
	3				
<p>【次年度以降に向けた事業の方向性】</p> <p>・センター利用者の声を踏まえて業務の効率化を進めるとともに、センター運営の趣旨に賛同いただける企業・団体等を増やし、将来的にセンター運営を自走させることにより、結婚の希望をかなえる取り組みを継続的に実施できる体制づくりを進める。</p> <p>【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】</p>					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻率		上昇を目指す (R6)	3.8
	とちぎ結婚支援センターの会員数(累計)	人	6,850 (R5.12)	5,763 (R4.12)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.31 (R3)	
	婚姻件数	件	7,127 (R3)	
	婚姻率		3.8 (R3)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	〈アウトプット〉			
	協賛店舗数	店舗	300	265 (R4.12)
	〈アウトカム〉			
	デジタル版カード登録件数	枚	19300	18592 (R4.12)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市と連携し、企業の新規開拓を行う。 ・茨城県、群馬県と3県で使えるパスポートとして連携中。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者にとちマリ協賛店加盟を依頼する。 			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

